

税制改正等のお知らせ

住宅ローン控除の延長、控除限度額の拡充

住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の対象期間が平成26年1月1日～29年12月31日まで4年間延長されます。また、平成26年4月1日以後に居住開始し、住宅取得にかかる消費税等の税率が8%である場合には、控除限度額が最高13万6千500円に拡充されます。

平成26年4月1日～29年12月31日の控除限度額は、住宅の取得対価の額または費用の額に含まれる消費税等の税率が、8%または10%である場合に限り、それ以外の場合における控除限度額は改正前と同様です。

上場株式等の譲渡 および配当等に関する特例措置の廃止

平成25年12月31日までの上

【上場株式等の譲渡所得等に係る税率】

区分	平成22年度～26年度	平成27年度以後
金融商品取引業者等を通じた譲渡等	市・都民税3% (市1.8%、都1.2%) 所得税7%	市・都民税5% (市3%、都2%) 所得税15%
上記以外	市・都民税5% (市3%、都2%) 所得税15%	

【上場株式等の配当等に係る申告分離税率】

区分	平成22年度～26年度	平成27年度以後
市・都民税3% (市1.8%、都1.2%) 所得税7%	市・都民税5% (市3%、都2%) 所得税15%	

※市=市民税 都=都民税

場株式等を譲渡した場合の所得および上場株式等の配当等に係る10%軽減税率（所得税7%、市・都民税3%）の特例措置は、平成25年12月31日をもって廃止され、平成26年1月1日以後は、本則税率の20%（所得税15%、市・都民税5%）が適用されます。

市・都民税の申告



Q 平成26年中は無収入でしたが、申告は必要ですか？

A 所得がなかった方も、国民健康保険税の軽減措置の判定や、非課税証明書の交付に必要ですので、申告をお願いします。

Q 65歳以上で寡婦（寡夫）に該当します。公的年金等支払者に提出する扶養親族等申告書に寡婦（寡夫）の申告をするのを忘れてしまいま

したが、市・都民税で寡婦（寡夫）を申告する必要はありますか？

A 申告の必要があります。寡婦（寡夫）控除の適用を受けるためには、確定申告または市・都民税の申告をお願いします。寡婦（寡夫）の要件に該当し、前年の合計所得金額が125万円以下の方は、市・都民税が非課税になります。

お知らせ information

パブリックコメントの検討結果

このたび、寄せられた意見および意見に対する検討結果がまとまりましたのでお知らせします。

＜改訂・環境基本計画（原案）＞

募集期間 平成26年10月27日～11月27日

意見数・人数 64件・12人

配布・閲覧場所 環境政策課（市役所第二庁舎4階）、市役所第二庁舎1階受付、公民館各館、図書館本館、婦人会館、総合体育館、保健センター、栗山公園健康運動センター、東小金井駅開設記念会館、環境配慮住宅型研修施設で閲覧いただけるほか、市ホームページでも公開しています。

問合せ 環境政策課環境係 ☎042-387-9817

＜第6期介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画（素案）＞

募集期間 平成26年12月15日～27年1月15日

意見数・人数 3件・2人

閲覧場所等 2月16日から、介護福祉課（市役所第二庁舎2階）、市役所第二庁舎1階受付、公民館各館、福祉会館、婦人会館、総合体育館、図書館本館、保健センター、各地域包括支援センター等でご覧いただけるほか、市ホームページでも公開します。

問合せ 介護福祉課介護保険係 ☎042-387-9822

＜第4期障害福祉計画（案）＞

募集期間 平成26年12月15日～27年1月15日、17日

意見数・人数 16件・16人

閲覧場所等 2月16日から、自立生活支援課（市役所第二庁舎2階）、市役所第二庁舎1階受付、情報公開コーナー（同6階）、公民館各館、福祉会館、婦人会館、総合体育館、図書館本館、保健センター、障害者福祉センター、児童発達支援センター等でご覧いただけるほか、市ホームページでも公開します。

問合せ 自立生活支援課障害福祉係 ☎042-387-9848

＜福祉会館建設計画（案）＞

募集期間 平成26年12月15日～27年1月19日

意見数・人数 148件・66人

配布・閲覧場所等 2月16日から、地域福祉課（市役所第二庁舎2階）、市役所第二庁舎1階受付、情報公開コーナー（同6階）、公民館各館、福祉会館、東小金井駅開設記念会館、婦人会館、総合体育館、図書館本館、保健センター、障害者福祉センター、各地域包括支援センター等でご覧いただけるほか、市ホームページでも公開します。

問合せ 地域福祉課地域福祉係 ☎042-387-9915

平成27年度市職員募集

試験区分・職種 ①上級職・土木技術②上級職・保健師③中級職・一般事務（身体に障がいのある方対象）

◆◆各種審議会等の開催日程◆◆

※ 保育あり（※①2歳以上）

名称	とき	ところ	内容	問合せ先
第3回市史編さん委員会	2月16日（月） 10：00～	市役所第二庁舎8階 802会議室	市史編さん活動について	生涯学習課文化財係 ☎042-387-9879
児童発達支援センター運営協議会	2月17日（火） 10：00～	前原暫定集会施設前 原暫定会議室	児童発達支援センター「きらり」の業務内容等について	自立生活支援課障害福祉係 ☎042-387-9848
特別職報酬等審議会	2月17日（火） 17：00～	市役所本庁舎3階第 一会議室	特別職の報酬等について	職員課給与厚生係 ☎042-387-9809
第4回文化財保護審議会	2月18日（水） 10：00～	市役所第二庁舎8階 802会議室	文化財の指定・登録について	生涯学習課文化財係 ☎042-387-9879
第15回公民館運営審議会	2月18日（水） 10：00～	福祉会館5階会議室 5	公民館事業の計画についてほか	公民館本館 ☎042-383-1184
介護保険運営協議会	2月19日（木） 14：00～	市民会館・萌え木 ホールA会議室	第6期介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画策定について等	介護福祉課介護保険係 ☎042-387-9822
第3回児童館運営審議会（※①）	2月20日（金） 10：00～	市役所第二庁舎8階 801会議室	児童館の運営について	児童青少年課児童青少年係 ☎042-387-9847
公立保育園運営協議会	2月24日（火） 19：30～	市役所第二庁舎8階 801会議室	公立保育園の現状確認と保護者が求める事業について	保育課保育係 ☎042-387-9846
地域自立支援協議会	2月27日（金） 17：00～	前原暫定集会施設前 原暫定会議室	障がい者施策全般について	自立生活支援課障害福祉係 ☎042-387-9848
子ども・子育て会議（※）	3月3日（火） 19：00～	市役所第二庁舎8階 801会議室	平成27年度以降の計画について	子育て支援課子育て支援係 ☎042-387-9836

資格等要件 ①昭和45年4月2日～平成5年4月1日に生まれた方で、土木関係の学科を卒業した方または土木関係（測量、施工、都市計画等）における実務経験がある方②昭和50年4月2日以降に生まれた方で、保健師資格を有する方③昭和45年4月2日～平成7年4月1日に生まれた方で、次の要件をすべて満たす方

▽身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けている方

▽自力により通勤ができ、かつ介助者なしに職務の遂行が可能な方

▽通常の勤務時間（1週38時間45分、1日7時間45分）に対応できる方

▽活字印刷文（10ポイント程度）による出題および口述による面接に対応できる方

※ いずれの職種も国籍は問いません。

試験日 3月22日（日）

採用予定人数 いずれも若干名

採用予定日 6月1日（月）

要項配布 3月10日（火）までの午前8時30分～午後5時

問合せ先 職員課人事研修係 ☎042-387-9808

（土曜・日曜日を除く）に職員課（市役所本庁舎1階）および市役所第二庁舎1階受付で配布するほか、配布期間中に限り、市ホームページからダウンロードできます。

応募受付 2月23日～3月10日の午前8時30分～正午、午後1時～5時（土曜・日曜日を除く）に職員課で。郵送による応募（3月10日必着）も受け付けます。